

議第185号

呉市スポーツ施設条例の一部を改正する条例の制定について  
 呉市スポーツ施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

呉市スポーツ施設条例（平成17年呉市条例第118号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
別表第1（第10条，第11条関係） 呉市二河野球場使用料					別表第1（第10条，第11条関係） 呉市二河野球場使用料				
1 施設使用料					1 施設使用料				
施設名	区分	1時間までごとに			施設名	区分	1時間までごとに		
		アマチュアスポーツに使用する場合		アマチュアスポーツ以外に使用する場合			アマチュアスポーツに使用する場合		アマチュアスポーツ以外に使用する場合
		一般	高校生以下			一般	高校生以下		
野球場（全面）	1 入場料の類を徴収しない場合	<u>2, 4</u> 00円	<u>1, 2</u> 00円	<u>12, 0</u> 00円	野球場（全面）	1 入場料の類を徴収しない場合	<u>2, 8</u> 80円	<u>1, 4</u> 40円	<u>14, 4</u> 00円
	2 入場料の類を徴収する場合	<u>9, 6</u> 00円	<u>4, 8</u> 00円	<u>48, 0</u> 00円		2 入場料の類を徴収する場合	<u>11, 5</u> 20円	<u>5, 7</u> 60円	<u>57, 6</u> 00円
練習使用		<u>1, 2</u> 00円	<u>600</u> 円	<u>2, 4</u> 00円	練習使用		<u>1, 4</u> 40円	<u>720</u> 円	<u>2, 8</u> 80円
備考 略					備考 略				
2 附属施設使用料					2 附属施設使用料				
施設名	単位	使用料			施設名	単位	使用料		
会議室	1時間までごとに	<u>800円</u>			会議室	1時間までごとに	<u>560円</u>		

本部席	1時間まで ごとに	200円
放送室	1時間まで ごとに	200円
記者室	1時間まで ごとに	200円

備考 略

3 略

別表第2（第10条，第11条関係）

呉市二河公園多目的グラウンド使用料

1 施設使用料

施設名	単位	一般	高校生 以下
グラウンド (全面)	1時間 までご とに	600 円	300 円
グラウンド (2分の1 面)	1時間 までご とに	300 円	150 円
略			

2 略

別表第12の3（第10条，第11条関係）

呉市渡子多目的グラウンド使用料

施設名	単位	一般	高校生以 下
グラウ ンド(全 面)	1時間ま でごとに	400円	200円

別表第14（第10条，第11条関係）

呉市蒲刈グラウンド使用料

1 施設使用料

施設名	単位	一般	高校 生以 下
グラウンド (全面)	1時間まで ごとに	30 0円	15 0円

2 略

別表第15（第10条，第11条関係）

呉市体育館使用料

1 施設使用料（専用使用）

本部席	1時間まで ごとに	140円
放送室	1時間まで ごとに	140円
記者室	1時間まで ごとに	140円

備考 略

3 略

別表第2（第10条，第11条関係）

呉市二河公園多目的グラウンド使用料

1 施設使用料

施設名	単位	一般	高校生 以下
グラウンド (全面)	1時間 までご とに	720 円	360 円
グラウンド (2分の1 面)	1時間 までご とに	360 円	180 円
略			

2 略

別表第12の3（第10条，第11条関係）

呉市渡子多目的グラウンド使用料

施設名	単位	一般	高校生以 下
グラウ ンド(全 面)	1時間ま でごとに	480円	240円

別表第14（第10条，第11条関係）

呉市蒲刈グラウンド使用料

1 施設使用料

施設名	単位	一般	高校 生以 下
グラウンド (全面)	1時間まで ごとに	24 0円	12 0円

2 略

別表第15（第10条，第11条関係）

呉市体育館使用料

1 施設使用料（専用使用）

施設名	区分	1時間までごとに		
		アマチュアスポーツに使用する場合		アマチュアスポーツ以外に使用する場合
		一般	高校生以下	
競技場(全面)	1 入場料の類を徴収しない場合	2, 4 00円	1, 2 00円	4, 8 00円
	2 入場料の類を徴収する場合	7, 2 00円	3, 6 00円	48, 000円
サブコート	1 入場料の類を徴収しない場合	400 円	200 円	800 円
	2 入場料の類を徴収する場合	1, 2 00円	600 円	8, 0 00円

備考 略

2 施設使用料 (競技場フロアーのアマチュアスポーツの練習使用)

施設名	単位	一般	高校生以下
-----	----	----	-------

施設名	区分	1時間までごとに		
		アマチュアスポーツに使用する場合		アマチュアスポーツ以外に使用する場合
		一般	高校生以下	
競技場(全面)	1 入場料の類を徴収しない場合	2, 8 80円	1, 4 40円	5, 7 60円
	2 入場料の類を徴収する場合	8, 6 40円	4, 3 20円	57, 600円
サブコート	1 入場料の類を徴収しない場合	480 円	240 円	960 円
	2 入場料の類を徴収する場合	1, 4 40円	720 円	9, 6 00円

備考 略

2 施設使用料 (競技場フロアーのアマチュアスポーツの練習使用)

施設名	単位	一般	高校生以下
-----	----	----	-------

競技場 フロア ー（2分 の1面）	1時間ま でごとに	500円	250円
競技場 フロア ー（4分 の1面）	1時間ま でごとに	250円	130円

3 附属施設使用料

施設名	単位	使用料	
101室	1時間ま でごとに	200円	
102室	1時間ま でごとに	200円	
103室	1時間ま でごとに	200円	
104室	1時間ま でごとに	200円	
201室	1時間ま でごとに	400円	
202室	1時間ま でごとに	300円	
203室	1時間ま でごとに	300円	
204室	1時間ま でごとに	300円	
略			
2階ロ ビー（ギ ャラリ ー）	一般	1時間ま でごとに	500円
	高校生以 下	1時間ま でごとに	250円

4 略

別表第17（第10条，第11条関係）  
呉市昭和体育館使用料

競技場 フロア ー（2分 の1面）	1時間ま でごとに	600円	300円
競技場 フロア ー（4分 の1面）	1時間ま でごとに	300円	150円

3 附属施設使用料

施設名	単位	使用料	
101室	1時間ま でごとに	160円	
102室	1時間ま でごとに	160円	
103室	1時間ま でごとに	160円	
104室	1時間ま でごとに	160円	
201室	1時間ま でごとに	320円	
202室	1時間ま でごとに	210円	
203室	1時間ま でごとに	210円	
204室	1時間ま でごとに	210円	
略			
2階ロ ビー（ギ ャラリ ー）	一般	1時間ま でごとに	400円
	高校生以 下	1時間ま でごとに	200円

4 略

別表第17（第10条，第11条関係）  
呉市昭和体育館使用料

1 施設使用料

施設名	区分	1時間までごとに		
		アマチュアスポーツに使用する場合		アマチュアスポーツ以外に使用する場合
		一般	高校生以下	
競技場(全面)	1 入場料の類を徴収しない場合	500円	250円	1,000円
	2 入場料の類を徴収する場合	1,500円	750円	10,000円

備考 略

2 附属施設使用料

施設名	単位	使用料
ミーティングルーム	1回につき	200円

別表第18(第10条, 第11条関係)

呉市警固屋体育館使用料

1 施設使用料

施設名	区分	1時間までごとに		
		アマチュアスポーツに使用する場合		アマチュアスポーツ以外に使用する場合
		一般	高校生以下	

1 施設使用料

施設名	区分	1時間までごとに		
		アマチュアスポーツに使用する場合		アマチュアスポーツ以外に使用する場合
		一般	高校生以下	
競技場(全面)	1 入場料の類を徴収しない場合	600円	300円	1,200円
	2 入場料の類を徴収する場合	1,800円	900円	12,000円

備考 略

2 附属施設使用料

施設名	単位	使用料
ミーティングルーム	1回につき	140円

別表第18(第10条, 第11条関係)

呉市警固屋体育館使用料

1 施設使用料

施設名	区分	1時間までごとに		
		アマチュアスポーツに使用する場合		アマチュアスポーツ以外に使用する場合
		一般	高校生以下	

競技場(全面)	1 入場料の類を徴収しない場合	500 円	250 円	1,000 円
	2 入場料の類を徴収する場合	1,500 円	750 円	10,000 円

2 附属施設使用料

施設名	単位	使用料
ミーティングルーム	1回につき	200円

別表第19 (第10条, 第11条関係)  
呉市総合体育館使用料

1 施設使用料 (メインアリーナ)

施設名	区分	1時間までごとに		
		アマチュアスポーツに使用する場合		アマチュアスポーツ以外に使用する場合
		一般	高校生以下	
メインアリーナ(全面)	1 入場料の類を徴収しない場合	5,800 円	2,900 円	11,600 円
	2 入場料の類を徴収する場合	17,400 円	8,700 円	11,600 円

競技場(全面)	1 入場料の類を徴収しない場合	600 円	300 円	1,200 円
	2 入場料の類を徴収する場合	1,800 円	900 円	12,000 円

2 附属施設使用料

施設名	単位	使用料
ミーティングルーム	1回につき	140円

別表第19 (第10条, 第11条関係)  
呉市総合体育館使用料

1 施設使用料 (メインアリーナ)

施設名	区分	1時間までごとに		
		アマチュアスポーツに使用する場合		アマチュアスポーツ以外に使用する場合
		一般	高校生以下	
メインアリーナ(全面)	1 入場料の類を徴収しない場合	6,900 円	3,400 円	13,920 円
	2 入場料の類を徴収する場合	20,880 円	10,440 円	13,920 円

	収 す る 場 合			
--	-----------------------	--	--	--

備考 略

2 施設使用料 (サブアリーナ)

施設名	区分	1時間までごとに		
		アマチュアスポーツに使用する場合		アマチュアスポーツ以外に使用する場合
		一般	高校生以下	
サブアリーナ (全面)	1 入場料の類を徴収しない場合	1, 9 0 0 円	9 5 0 円	3, 8 0 0 円
	2 入場料の類を徴収する場合	5, 7 0 0 円	2, 8 5 0 円	3 8, 0 0 0 円

備考 略

3 施設使用料 (武道場)

施設名	区分	1時間までごとに		
		アマチュアスポーツに使用する場合		アマチュアスポーツ以外に使用する場合
		一般	高校生以下	
武道場 (全面)	1 入場料の類を徴収しない場合	1, 9 0 0 円	9 5 0 円	3, 8 0 0 円

	収 す る 場 合			
--	-----------------------	--	--	--

備考 略

2 施設使用料 (サブアリーナ)

施設名	区分	1時間までごとに		
		アマチュアスポーツに使用する場合		アマチュアスポーツ以外に使用する場合
		一般	高校生以下	
サブアリーナ (全面)	1 入場料の類を徴収しない場合	2, 2 8 0 円	1, 1 4 0 円	4, 5 6 0 円
	2 入場料の類を徴収する場合	6, 8 4 0 円	3, 4 2 0 円	4 5, 6 0 0 円

備考 略

3 施設使用料 (武道場)

施設名	区分	1時間までごとに		
		アマチュアスポーツに使用する場合		アマチュアスポーツ以外に使用する場合
		一般	高校生以下	
武道場 (全面)	1 入場料の類を徴収しない場合	2, 2 8 0 円	1, 1 4 0 円	4, 5 6 0 円

2 入 場料 の類 を徴 収す る場 合	5, 7	2, 8	3 8,
	0 0 円	5 0 円	0 0 0
			円

4 略

5 附属施設使用料(トレーニングルーム)

単位	使用料
一人1回につき	5 0 0 円

6 略

別表第21(第10条, 第11条関係)

呉市倉橋体育館使用料

1 施設使用料

施設 名	区分	1時間までごとに		
		アマチュアス ポーツに使用 する場合		アマチ ュアス ポーツ
		一般	高校生 以下	以外に 使用す る場合
競 技 場(全 面)	1 入 場料 の類 を徴 収し ない 場合	7 0 0 円	3 5 0 円	1, 4 0 0 円
	2 入 場料 の類 を徴 収す る場 合	2, 1 0 0 円	1, 0 5 0 円	1 4, 0 0 0 円

備考 略

2 附属施設使用料

施設名	単位	使用料
-----	----	-----

2 入 場料 の類 を徴 収す る場 合	6, 8	3, 4	4 5,
	4 0 円	2 0 円	6 0 0
			円

4 略

5 附属施設使用料(トレーニングルーム)

単位	使用料
一人1回につき	6 0 0 円

6 略

別表第21(第10条, 第11条関係)

呉市倉橋体育館使用料

1 施設使用料

施設 名	区分	1時間までごとに		
		アマチュアス ポーツに使用 する場合		アマチ ュアス ポーツ
		一般	高校生 以下	以外に 使用す る場合
競 技 場(全 面)	1 入 場料 の類 を徴 収し ない 場合	8 4 0 円	4 2 0 円	1, 6 8 0 円
	2 入 場料 の類 を徴 収す る場 合	2, 5 2 0 円	1, 2 6 0 円	1 6, 8 0 0 円

備考 略

2 附属施設使用料

施設名	単位	使用料
-----	----	-----



会議室 1	1時間まで ごとに	400円
会議室 2	1時間まで ごとに	300円
略		

備考 略

別表第23（第10条，第11条関係）

呉市安浦体育館使用料

施設名	区分	1時間までごとに		
		アマチュアスポーツに使用する場合		アマチュアスポーツ以外に使用する場合
		一般	高校生以下	
競技場（全面）	1 入場料の類を徴収しない場合	700円	350円	1,400円
	2 入場料の類を徴収する場合	2,100円	1,050円	14,000円

備考 略

別表第25（第10条，第11条関係）

呉市スポーツ会館使用料

1 施設使用料（宿泊施設）

区分	宿泊料（一人1泊につき）
高校生以下の団体	600円
一般の団体	1,800円

備考 略

2 施設使用料（体育館）

会議室 1	1時間まで ごとに	280円
会議室 2	1時間まで ごとに	240円
略		

備考 略

別表第23（第10条，第11条関係）

呉市安浦体育館使用料

施設名	区分	1時間までごとに		
		アマチュアスポーツに使用する場合		アマチュアスポーツ以外に使用する場合
		一般	高校生以下	
競技場（全面）	1 入場料の類を徴収しない場合	840円	420円	1,680円
	2 入場料の類を徴収する場合	2,520円	1,260円	16,800円

備考 略

別表第25（第10条，第11条関係）

呉市スポーツ会館使用料

1 施設使用料（宿泊施設）

区分	宿泊料（一人1泊につき）
高校生以下の団体	720円
一般の団体	2,160円

備考 略

2 施設使用料（体育館）

施設名	区分	1時間までごとに		
		アマチュアスポーツに使用する場合		アマチュアスポーツ以外に使用する場合
		一般	高校生以下	
競技場(全面)	1 入場料の類を徴収しない場合	500円	250円	1,000円
	2 入場料の類を徴収する場合	1,500円	750円	1,000円

3 施設使用料 (談話室)

単位	使用料
1時間までごとに	400円

備考 略

別表第26 (第10条, 第11条関係)

呉市二河屋内練習場使用料

1~2 略

3 附属施設使用料

施設名	単位	使用料
会議室	1時間までごとに	400円

4 略

別表第32 (第10条, 第11条関係)

呉市営温水プール使用料

1 略

2 附属施設使用料

施設名	単位	使用料
会議室	1時間までごとに	200円

施設名	区分	1時間までごとに		
		アマチュアスポーツに使用する場合		アマチュアスポーツ以外に使用する場合
		一般	高校生以下	
競技場(全面)	1 入場料の類を徴収しない場合	600円	300円	1,200円
	2 入場料の類を徴収する場合	1,800円	900円	1,200円

3 施設使用料 (談話室)

単位	使用料
1時間までごとに	280円

備考 略

別表第26 (第10条, 第11条関係)

呉市二河屋内練習場使用料

1~2 略

3 附属施設使用料

施設名	単位	使用料
会議室	1時間までごとに	280円

4 略

別表第32 (第10条, 第11条関係)

呉市営温水プール使用料

1 略

2 附属施設使用料

施設名	単位	使用料
会議室	1時間までごとに	160円

3 略

別表第33（第10条，第11条関係）  
呉市川尻温水プール使用料

1 略

2 附属施設使用料

施設名	単位	1時間までごとに	
		一般	高校生以下
エアロビクススタジオ	1時間までごとに	70 0円	35 0円
会議室	1時間までごとに	200円	

3 略

別表第34（第10条，第11条関係）  
呉市くらはし温水プール使用料

1 略

2 附属施設使用料

施設名	単位	使用料
トレーニンググループ	一人1回につき	300円

備考 略

別表第36（第10条，第11条関係）  
呉市大浦崎スポーツセンター使用料

1 施設使用料（大浦崎体育館）

施設名	区分	1時間までごとに		
		アマチュアスポーツに使用する場合		アマチュアスポーツ以外に使用する場合
		一般	高校生以下	
競技場（全面）	1 入場料の類を徴収しない場合	500 円	250 円	1,000 円

3 略

別表第33（第10条，第11条関係）  
呉市川尻温水プール使用料

1 略

2 附属施設使用料

施設名	単位	1時間までごとに	
		一般	高校生以下
エアロビクススタジオ	1時間までごとに	84 0円	42 0円
会議室	1時間までごとに	240円	

3 略

別表第34（第10条，第11条関係）  
呉市くらはし温水プール使用料

1 略

2 附属施設使用料

施設名	単位	使用料
トレーニンググループ	一人1回につき	360円

備考 略

別表第36（第10条，第11条関係）  
呉市大浦崎スポーツセンター使用料

1 施設使用料（大浦崎体育館）

施設名	区分	1時間までごとに		
		アマチュアスポーツに使用する場合		アマチュアスポーツ以外に使用する場合
		一般	高校生以下	
競技場（全面）	1 入場料の類を徴収しない場合	600 円	300 円	1,200 円

2 入 場料 の類 を徴 収す る場 合	1, 5	7 5 0	1 0,
	0 0 円	円	0 0 0
			円

備考 略

2 施設使用料 (大浦崎会館)

施設名	単位	一般	高校 生以 下
大広間	1 時間まで ごとに	6 0 0 円	3 0 0 円
研修室	1 時間まで ごとに	3 0 0 円	1 5 0 円
研修室 1 (和室)	1 時間まで ごとに	3 0 0 円	1 5 0 円
研修室 2 (和室)	1 時間まで ごとに	3 0 0 円	1 5 0 円

3 施設使用料 (大浦崎キャンプ場)

単位	使用料
一人 1 日につき	2 0 0 円

4 施設使用料 (大浦崎グラウンド)

単位	一般	高校生以 下
1 時間までごとに	4 0 0 円	2 0 0 円

5 略

6 施設使用料 (大浦崎ゲートボール場)

単位	使用料
1 面 1 時間までご とに	4 0 0 円

7 ~ 8 略

別表第 3 7 (第 1 0 条, 第 1 1 条関係)  
呉市蒲刈 B & G 海洋センター使用料

1 施設使用料 (体育館)

施設 名	区分	1 時間までごとに	
		アマチュアス ポーツに使用 する場合	アマチ ュアス ポーツ 以外に 使用する 場合
		一般	高校生 以下

2 入 場料 の類 を徴 収す る場 合	1, 8	9 0 0	1 2,
	0 0 円	円	0 0 0
			円

備考 略

2 施設使用料 (大浦崎会館)

施設名	単位	一般	高校 生以 下
大広間	1 時間まで ごとに	4 2 0 円	2 1 0 円
研修室	1 時間まで ごとに	2 1 0 円	1 1 0 円
研修室 1 (和室)	1 時間まで ごとに	2 1 0 円	1 1 0 円
研修室 2 (和室)	1 時間まで ごとに	2 1 0 円	1 1 0 円

3 施設使用料 (大浦崎キャンプ場)

単位	使用料
一人 1 日につき	2 4 0 円

4 施設使用料 (大浦崎グラウンド)

単位	一般	高校生以 下
1 時間までごとに	2 8 0 円	1 4 0 円

5 略

6 施設使用料 (大浦崎ゲートボール場)

単位	使用料
1 面 1 時間までご とに	2 8 0 円

7 ~ 8 略

別表第 3 7 (第 1 0 条, 第 1 1 条関係)  
呉市蒲刈 B & G 海洋センター使用料

1 施設使用料 (体育館)

施設 名	区分	1 時間までごとに	
		アマチュアス ポーツに使用 する場合	アマチ ュアス ポーツ 以外に 使用する 場合
		一般	高校生 以下

競技場(全面)	1 入場料の類を徴収しない場合	500 円	250 円	1,000 円
	2 入場料の類を徴収する場合	1,500 円	750 円	10,000 円

2～4 略

別表第38(第10条,第11条関係)

呉市豊スポーツセンター使用料

1 施設使用料(体育館)

施設名	区分	1時間までごとに		
		アマチュアスポーツに使用する場合		アマチュアスポーツ以外に使用する場合
		一般	高校生以下	
競技場(全面)	1 入場料の類を徴収しない場合	300 円	150 円	600 円
	2 入場料の類を徴収する場合	900 円	450 円	6,000 円

競技場(全面)	1 入場料の類を徴収しない場合	600 円	300 円	1,200 円
	2 入場料の類を徴収する場合	1,800 円	900 円	12,000 円

2～4 略

別表第38(第10条,第11条関係)

呉市豊スポーツセンター使用料

1 施設使用料(体育館)

施設名	区分	1時間までごとに		
		アマチュアスポーツに使用する場合		アマチュアスポーツ以外に使用する場合
		一般	高校生以下	
競技場(全面)	1 入場料の類を徴収しない場合	360 円	180 円	720 円
	2 入場料の類を徴収する場合	1,080 円	540 円	7,200 円

2 施設使用料（ニュースポーツ館）

単位	一般		高校生以下
	一般	高校生以下	
1時間までごとに	30	15	
	0円	0円	

3 施設使用料(グラウンド)

単位	一般		高校生以下
	一般	高校生以下	
1時間までごとに	30	15	
	0円	0円	

4 略

別表第39（第10条，第11条関係）

呉市総合スポーツセンター使用料

1 施設使用料（専用使用）

施設名	区分	1時間までごとに		
		アマチュアスポーツに使用する場合		アマチュアスポーツ以外に使用する場合
		一般	高校生以下	
陸上競技場	1 入場料の類を徴収しない場合	2,000円	1,000円	4,000円
	2 入場料の類を徴収する場合	6,000円	3,000円	40,000円

2 施設使用料（ニュースポーツ館）

単位	一般		高校生以下
	一般	高校生以下	
1時間までごとに	36	18	
	0円	0円	

3 施設使用料(グラウンド)

単位	一般		高校生以下
	一般	高校生以下	
1時間までごとに	21	11	
	0円	0円	

4 略

別表第39（第10条，第11条関係）

呉市総合スポーツセンター使用料

1 施設使用料（専用使用）

施設名	区分	1時間までごとに		
		アマチュアスポーツに使用する場合		アマチュアスポーツ以外に使用する場合
		一般	高校生以下	
陸上競技場	1 入場料の類を徴収しない場合	2,400円	1,200円	4,800円
	2 入場料の類を徴収する場合	7,200円	3,600円	48,000円

多目的グラウンド	1 入場料の類を徴収しない場合	1, 4 00円	700 円	2, 8 00円
	2 入場料の類を徴収する場合	4, 2 00円	2, 1 00円	28, 000 円

略

野球場	1 入場料の類を徴収しない場合	1, 2 00円	600 円	2, 4 00円
	2 入場料の類を徴収する場合	3, 6 00円	1, 8 00円	24, 000 円

略

備考 略

2 施設使用料（個人使用）

施設名	単位	一般	高校生以下
陸上競技場	一人1回につき	200 円	100 円

略

3 附属施設使用料

施設名	単位	使用料
-----	----	-----

多目的グラウンド	1 入場料の類を徴収しない場合	1, 6 80円	840 円	3, 3 60円
	2 入場料の類を徴収する場合	5, 0 40円	2, 5 20円	33, 600 円

略

野球場	1 入場料の類を徴収しない場合	1, 4 40円	720 円	2, 8 80円
	2 入場料の類を徴収する場合	4, 3 20円	2, 1 60円	28, 800 円

略

備考 略

2 施設使用料（個人使用）

施設名	単位	一般	高校生以下
陸上競技場	一人1回につき	240 円	120 円

略

3 附属施設使用料

施設名	単位	使用料
-----	----	-----

管理棟会議室 1	1時間までごとに	<u>200円</u>
管理棟会議室 2	1時間までごとに	<u>400円</u>
略		

4～6 略

管理棟会議室 1	1時間までごとに	<u>240円</u>
管理棟会議室 2	1時間までごとに	<u>480円</u>
略		

4～6 略

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前になされた申請に係る使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

呉市二河野球場ほか18施設の使用料の額の改定をするため、この条例案を提出する。